

鳥取県版 新型コロナ警報の運用に係る学校、子ども園、放課後児童クラブ等の対応について R2. 7.

湯梨浜町教育委員会・湯梨浜町子育て支援課

状 況	学校の対応	こども園等の対応	放課後児童クラブの対応
町立学校・こども園等の児童生徒、園児または職員の中から新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合	○当該学校は、ひとまず１４日間の臨時休業とする。 その後、倉吉保健所の疫学調査を踏まえ期間等については、専門家と相談の上、最終的に決定する。	○当該こども園は、ひとまず１４日間の臨時休園とする。 その後、倉吉保健所の疫学調査を踏まえ期間等については、専門家と相談の上、最終的に決定する。	○当該学校の児童のいる放課後児童クラブは、当該学校の臨時休業期間は閉鎖する。 その後、倉吉保健所の疫学調査を踏まえ期間等については、専門家と相談の上、最終的に決定する。
町立学校・こども園等の児童生徒、園児または職員の家族の中から新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合	○当該児童生徒または職員はひとまず出席停止、特別休暇とする。 その後、倉吉保健所の疫学調査を踏まえ期間等については、専門家と相談の上、最終的に決定する。	○当該園児または職員はひとまず登園停止、特別休暇とする。 その後、倉吉保健所の疫学調査を踏まえ期間等については、専門家と相談の上、最終的に決定する。	○当該児童の放課後児童クラブ利用を停止する。 その後、倉吉保健所の疫学調査を踏まえ期間等については、専門家と相談の上、最終的に決定する。
県が感染拡大を防止するため学校の地域的または全県的な一斉休業を要請した時	○県の要請に応じて臨時休業とする。 その後、県の動向、感染状況等を踏まえて学校再開方法、期間等を決定していく。	○特措法第４５条第２項に基づく場合は臨時休園する。 ○特措法に基づかない要請の場合、臨時休園を原則とする。ただし、医療従事者や社会機能維持のために就業継続が必要な保護者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な保護者の園児、児童については継続して利用可能とする。	○特措法第４５条第２項に基づく場合は臨時休所する。 ○特措法に基づかない要請の場合、臨時休所を原則とする。ただし、医療従事者や社会機能維持のために就業継続が必要な保護者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な保護者の園児、児童については継続して利用可能とする。

※ 引き続き、教職員や児童生徒・園児本人に発熱等の風邪症状がみられる場合は、学校・こども園への出勤・登校・登園・放課後児童クラブ利用をしないようにお願いします。